十一　第三十三条第一号ヌ⑴から⑶までに掲げる事由のいずれかに該当することにより一時的に農業の目的以外の目的に供される土地とするため当該目的に供する者に対してする使用収益権の移転又は設定（当該移転又は設定の日から起算して三年以内に、当該移転又は設定をした特定処分対象農地等の全てについて、譲受後継者の営む農業に供される土地として、当該譲受後継者に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定が行われる場合に限る。）

十二～十五　（略）

（特定処分対象農地等について所有権の移転等をした場合の届出）

第三十七条　特定処分対象農地等の返還を受けた特例付加年金に係る受給権者は、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部について、次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

一　譲受適格者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（令第三条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）をした場合

二～四　（略）

２・３　（略）

（給付に関する処分の通知）

第五十条　基金は、法第二十条の規定による受給権の裁定、法第二十八条の二の規定による農業者老齢年金の給付に係る受給権の裁定その他給付に関する処分を行ったときは、その内容を文書で受給権者又は請求者に通知しなければならない。

２　基金は、前項の規定による通知をする場合において、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第二十条の規定によって請求書又は届出書に添えて農業者年金被保険者証又は農業者年金証書が提出されているときは、これを前項の通知書に添え、当該請求者又は届出者に返付しなければならない。

（短期被用者年金期間の申出等）

第六十三条　令第二十条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「被用者年金資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなった日（法第三十一条第二項（法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同号に該当しなくなったとして短期被用者年金期間を計算する場合にあっては、六十歳に達する日の前日。以下「短期被用者年金資格喪失日」という。）

三　（略）

四　基礎年金番号

五・六　（略）

２　（略）

（農林漁業団体役員期間の申出等）

第六十六条　令第二十二条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）

十一　第三十三条第一号ヌ⑴から⑶までに掲げる事由のいずれかに該当することにより一時的に農業の目的以外の目的に供される土地とするため当該目的に供する者に対してする使用収益権の移転又は設定（当該移転又は設定の日から起算して三年以内に、当該移転又は設定をした特定処分対象農地等のすべてについて、譲受後継者の営む農業に供される土地として、当該譲受後継者に対して返還され、又は所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定が行われる場合に限る。）

十二～十五　（略）

（特定処分対象農地等について所有権の移転等をした場合の届出）

第三十七条　特定処分対象農地等の返還を受けた特例付加年金に係る受給権者は、その返還に係る特定処分対象農地等の全部又は一部について、次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

一　譲受適格者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定（令第二条第二項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）をした場合

二～四　（略）

２・３　（略）

（給付に関する処分の通知）

第五十条　基金は、法第二十条第一項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分を行ったときは、その内容を文書で受給権者又は請求者に通知しなければならない。

２　基金は、前項の規定による通知をする場合において、第十四条第一項、第十六条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定によって請求書に添えて農業者年金被保険者証又は農業者年金証書が提出されているときは、これを前項の通知書に添え、当該請求者に返付しなければならない。

（短期被用者年金期間の申出等）

第六十三条　令第二十条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一　（略）

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者の資格を喪失した日（以下「被用者年金資格取得日」という。）及び同号に該当しなくなった日（法第三十一条第二項（法附則第三条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同号に該当しなくなったとして短期被用者年金期間を計算する場合にあっては、六十歳に達する日の前日。以下「短期被用者年金資格喪失日」という。）

三　（略）

四　国民年金手帳の記号番号

五・六　（略）

２　（略）

（農林漁業団体役員期間の申出等）

第六十六条　令第二十二条第二号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。

一～三　（略）